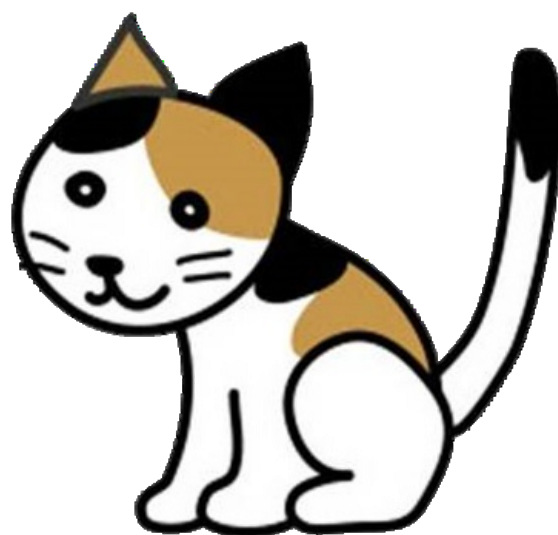


徳島県動物愛護管理推進計画

「人と動物がともに暮らせる『うるおいと喜び』のある地域づくり」



ゆう



あい

徳島県

(平成31年4月)

第 1	計画の概要	1
1	計画の目的	1
2	策定の根拠	1
3	計画期間	1
第 2	現状と課題	2
1	動物の不適正な飼養管理	2
1-1	犬の登録と狂犬病予防注射	2
1-2	犬・猫による迷惑行為	3
1-3	不妊去勢手術	3
1-4	犬・猫の終生飼養	3
1-5	犬・猫の所有明示措置	4
1-6	動物遺棄・虐待防止	4
1-7	地域猫活動	5
2	犬・猫の殺処分	6
2-1	殺処分数削減に向けた取組み	6
2-2	犬・猫の収容頭数の削減に向けた取組み	7
2-3	飼い主への返還	8
2-4	新しい飼い主への譲渡	10
3	危機事象発生時の対応	12
3-1	災害時における動物の救護	12
3-2	人と動物の共通感染症	13
4	事業者による動物の取扱い	14
4-1	動物取扱業	14
4-2	特定動物飼養許可	15
4-3	実験動物及び産業動物の取扱い	15
5	関係者、関係機関との連携	16
5-1	人材育成と連携	16
5-2	学校における動物飼育	17
第 3	施策の展開	18
1	基本的方向性	18
2	施策	18
施策 1	動物の適正飼養の啓発と徹底	18
1-1	犬の登録と狂犬病予防注射	18

1－2	犬・猫等による迷惑行為対策	18
1－3	不妊去勢手術の普及	19
1－4	犬・猫の終生飼養の推進	19
1－5	犬・猫の所有明示措置	19
1－6	動物遺棄・虐待防止対策	20
1－7	地域猫活動の推進	20
施策2	助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取り組み	21
2－1	飼い主への返還の推進	21
2－2	新しい飼い主への譲渡の促進	21
施策3	災害対策をはじめとする危機管理への対応	23
3－1	災害時における動物の救護対策	23
3－2	人と動物の共通感染症対策	24
施策4	事業者等による動物の適正な取扱いの推進	25
4－1	動物取扱業の適正化	25
4－2	特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底	26
4－3	実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	26
施策5	多様な活動主体との連携、協働の推進	27
5－1	人材育成と連携、協働による活動の推進	27
5－2	学校における動物愛護意識の推進	28
第4	推進体制	29
1	徳島県	29
2	市町村	29
3	飼い主	29
4	動物取扱業者等	29
5	獣医師	29
6	県民	29
7	動物愛護推進員・ボランティア・関係団体	30
8	教育機関	30
第5	点検及び見直し	31
	用語解説	32

第 1 計画の概要

1 計画の目的

「人と動物がともに暮らせる『うるおいと喜び』のある地域づくり」の実現に向けて、徳島県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としています。

2 策定の根拠

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）第6条に基づく計画であり、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成25年環境省告示第80号、以下「基本指針」という。）に即しています。

3 計画期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。

なお、本計画は国の基本指針見直し等に合わせ、必要に応じて改定を行うものとします。



第2 現状と課題

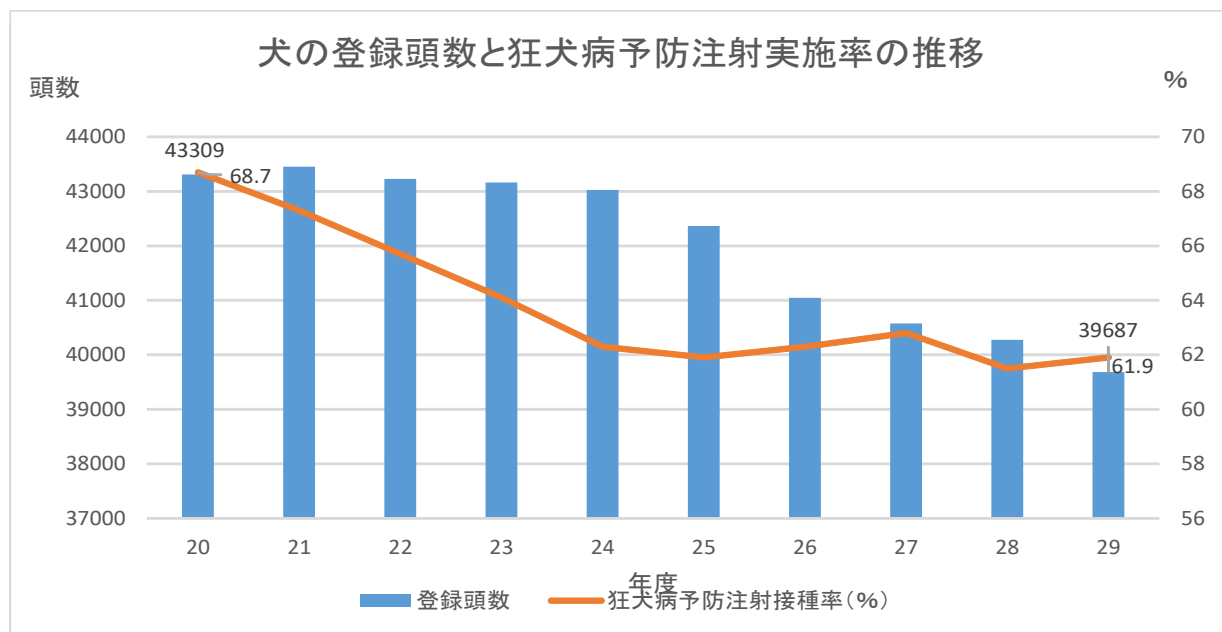
1 動物の不適正な飼養管理

1-1 犬の登録と狂犬病予防注射

現状

市町村及び（公社）徳島県獣医師会と連携のもと、飼い主に対する指導及び啓発を継続しています。また、県・市町村担当者及び臨床獣医師による担当者会議を開催し、登録及び狂犬病予防注射の推進のための協議を行うとともに、狂犬病技術研修を実施し、狂犬病発生時の対応等を確認しています。

犬の登録頭数、狂犬病予防注射接種率ともに微減傾向です。



課題

- (1) 狂犬病国内侵入時のまん延防止に必要とされる飼養犬の70%以上のワクチン接種のため、犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図る必要があります。
- (2) 市町村における犬の飼養実態把握、登録原簿整理を行う必要があります。

1-2 犬・猫による迷惑行為

現状

犬・猫に関する苦情、相談に対しては、動物愛護管理センター及び総合県民局の動物愛護監視員が飼い主等への指導を行っています。

また、平成21年度に「猫適正飼養ガイドライン」を策定し、猫の飼い主に対して屋内飼養や不妊去勢手術の実施を啓発するとともに、環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を活用した助言を行っています。

近年、犬に関しては、飼い主のいない犬に関する苦情は減少傾向ですが、不適切な飼い方による迷惑行為に対する苦情が増える傾向にあり、猫では、飼い主のいない生後3ヶ月未満の子猫に関する相談割合が増えています。

また、自己の管理可能限度を超えた多頭飼養に関する苦情、相談も増加しており、動物虐待といえる飼養状態の飼い主も見受けられます。

課題

- (1) 飼い犬、飼い猫の地域住民への迷惑行為を防止するために、飼い主のモラル向上が必要です。
- (2) 登録、係留などの法的規制がない猫については、屋内飼養の推奨、不妊去勢手術の実施、個体識別措置のさらなる推進が重要です。
- (3) 飼い主のいない犬・猫対策も重要となりますが、地域ごとの社会的状況や個人の考え方の違いが問題解決を困難にしています。
- (4) 多頭飼養が限界を超えた崩壊状態となる前に実態を把握し、譲渡や不妊去勢手術の実施などを助言、指導する必要があります。

1-3 不妊去勢手術

現状

平成21年度に「動物愛護管理適正化推進事業」を創設し、市町村及び（公社）徳島県獣医師会との連携により、不妊去勢手術の推進に取り組んできました。その結果、平成29年度には県内全市町村で不妊去勢手術の助成制度が導入されました。

課題

不妊去勢手術に対する抵抗感や手術料金等の理由から実施しない飼い主も依然として多いため、手術によって内分泌系の病気の発症予防につながるなどのメリットも含めた周知啓発と助成制度の継続が必要です。

1-4 犬・猫の終生飼養

現状

本県では、動物愛護管理センター、総合県民局（保健所）において犬・猫の引取りを実施していますが、平成24年度の動物愛護管理法改正を受け、平成25年度に「犬及び猫の引取りに関する取扱要綱」を定め、動物愛護管理法に規定される飼い主責務に反する場合の引取り依頼を拒否するとともに、終生飼養の指導を行っています。

引取りを求める飼い主は減少傾向にはあるものの、依然として、飼い主の不十分なしつけを主因とする咬癖、鳴き声などの問題行動による飼養放棄や望まない繁殖による引取り依頼があります。

また、近年、飼い主の高齢化を原因とした飼養放棄事例が増加傾向にあります。

課題

- (1) 動物が命あるものとして、飼い主が終生飼養の責務を認識するとともに、適正な飼養管理方法の周知が重要です。
- (2) 安易に飼養開始しないよう動物取扱業者の販売時における説明、指導が必要です。
- (3) 飼い主の高齢化に伴う新たな飼い主捜しも必要となっています。

1－5 犬・猫の所有明示措置

現状

動物愛護管理センターに収容される犬・猫の内、所有明示（鑑札等）がないものの、明らかに飼い主がいるであろうと推測される個体も少なくありません。

収容した動物の情報は、動物愛護管理センターホームページへの写真掲載やケーブルテレビ等による収容動物の情報提供に努めるとともに、環境省の「マイクロチップ※4普及推進モデル事業」に取り組むなど、マイクロチップの装着を推進してきました。

課題

狂犬病予防法に基づく鑑札、狂犬病予防注射済票の装着徹底、マイクロチップ、名札等による個体識別措置の推進が必要です。

1－6 動物遺棄・虐待防止

現状

遺棄・虐待については、動物愛護管理法違反による犯罪であることから、警察の協力のもとパトロールを実施しているほか、啓発ポスターの配布、掲示に努めていますが、動物愛護管理センター及び総合県民局に収容される犬・猫の内、明らかに遺棄が疑われる事例も少なくありません。

また、公園等において動物への虐待行為が発生しているほか、飼い主の適切な飼養方法に関する知識が欠如しているために虐待となっている事例があります。

課題

飼い主への啓発指導及び適切な飼養方法の周知を行うことはもとより、警察や動物病院とも連携を強化した対応が必要です。



1-7 地域猫活動

現状

平成20年度に策定した「猫適正飼養ガイドライン」により、地域猫活動について定義するとともに、平成22年度から「地域における人と動物の共生支援モデル事業」を創設し、地域における飼い主のいない猫対策の一つとして、地域猫活動を支援してきました。

また、平成28年度からは、市町村が取り組む飼い主のいない猫への不妊去勢措置推進に係る事業を支援しています。

地域猫活動状況

年度	地域猫活動指定地域（累計）	不妊去勢手術頭数（累計）
25	13地区（32地区）	242頭（521頭）
26	13地区（45地区）	213頭（734頭）
27	22地域（67地区）	496頭（1,230頭）
28	17地域（84地区）	252頭（1,482頭）
29	19地域（103地区）	325頭（1,807頭）

課題

地域猫活動や猫の屋内飼育への理解度に地域間格差があり、今後、市町村、（公社）徳島県獣医師会及び動物愛護推進員等ボランティアとの連携を密にし、さらに推進する必要があります。



2 犬・猫の殺処分

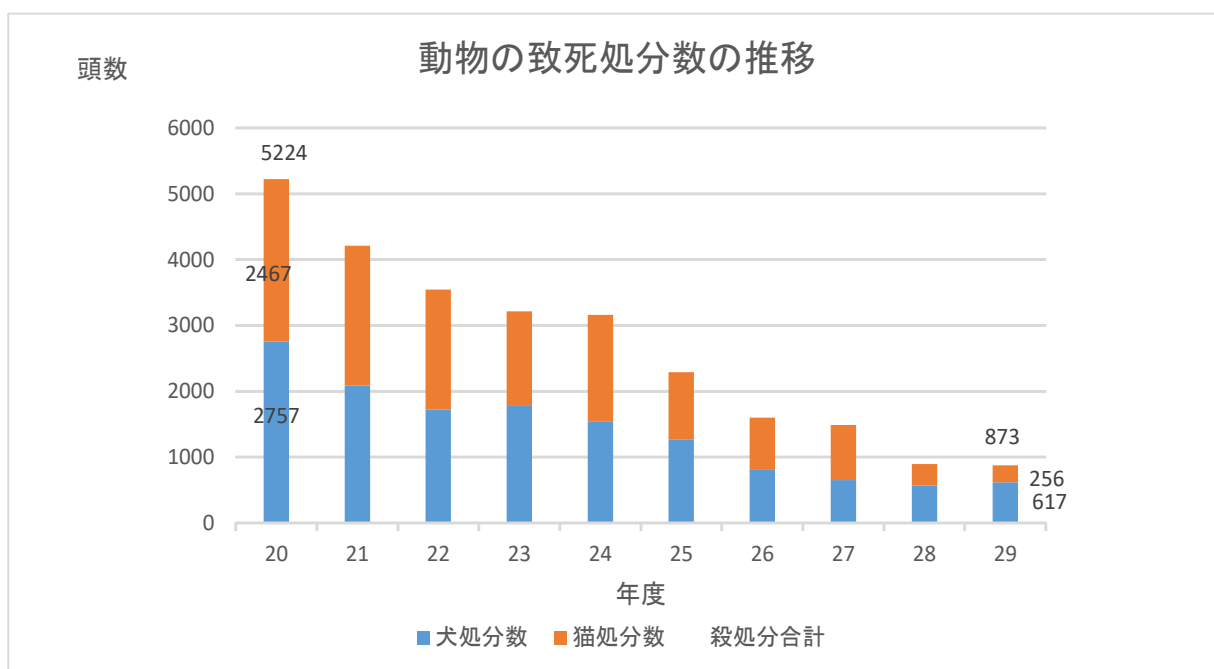
2-1 殺処分数削減に向けた取組み

現状

平成26年に改定した動物愛護管理推進計画では、平成26年度からの5年間で犬・猫の殺処分数を540頭に減ずることを目標と掲げ、各施策に取り組んできた結果、平成25年度に2,290頭であったものが、平成29年度には873頭と大きく減少しました。

殺処分の中には、収容中に死亡したり、治癒の見込みのない負傷や病気等により苦痛が著しく、治療の継続や保管が動物愛護管理法第2条の趣旨に反すると判断されたもの、攻撃性があり、人や他の動物に危害を及ぼすおそれが高いものなど新しい飼い主に譲渡することが適切でない犬・猫が含まれています。

また、軽度の疾患、怪我又は高齢、大型又は人に馴染まないため希望者が現れないもの、幼齢で哺乳等の適切な飼養管理が行うことができないため適切な譲渡先が見つからないものなど、譲渡又は保管が困難な犬・猫も含まれています。



課題

- (1) 引取り等による収容頭数を削減するとともに、飼い主への返還と新しい飼い主への譲渡の促進が必要です。
- (2) 適正な不妊去勢手術の推進、終生飼養及び遺棄防止など飼い主責任の徹底をはじめとして県民への啓発が必要です。
- (3) 動物愛護推進員やボランティア団体、(公社)徳島県獣医師会など関係団体とのさらなる連携が必要です。
- (4) 譲渡に適した犬や猫とともに、これまで、殺処分されてきた軽度の疾患や高齢、大型又は人に馴染まないため譲渡希望者が現れない犬猫や適切な飼養管理が困難な幼齢の犬・猫などを含めた「助けられる犬・猫」の殺処分数を削減する取組みが必要です。

2-2 犬・猫の収容頭数の削減に向けた取組み

現状

犬、猫の収容頭数の総計は、平成29年度は1,330頭で、年々減少しています。
犬の捕獲頭数は、減少傾向にはありますが、未だ517頭も野犬が捕獲されています。

所有者不明の犬の引取り数は、ほぼ400頭程度で推移しています。

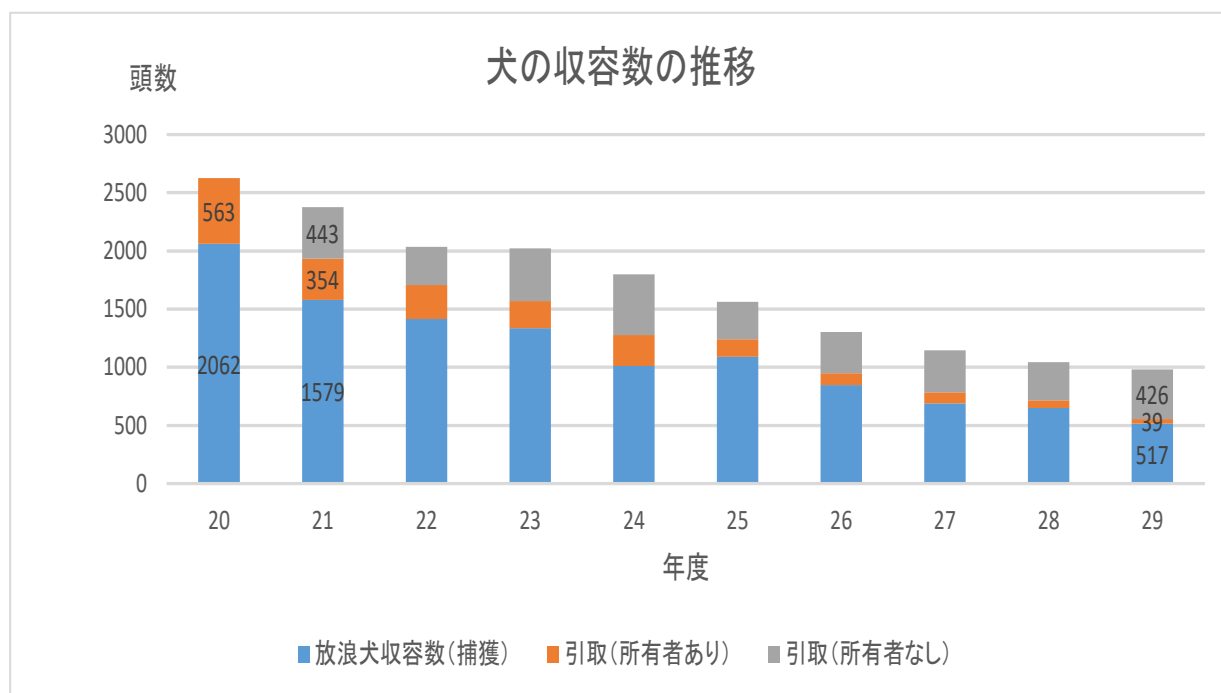
また、所有者不明の猫の引取り数は、平成29年度で239頭ですが、この内214頭（89%）が子猫です。

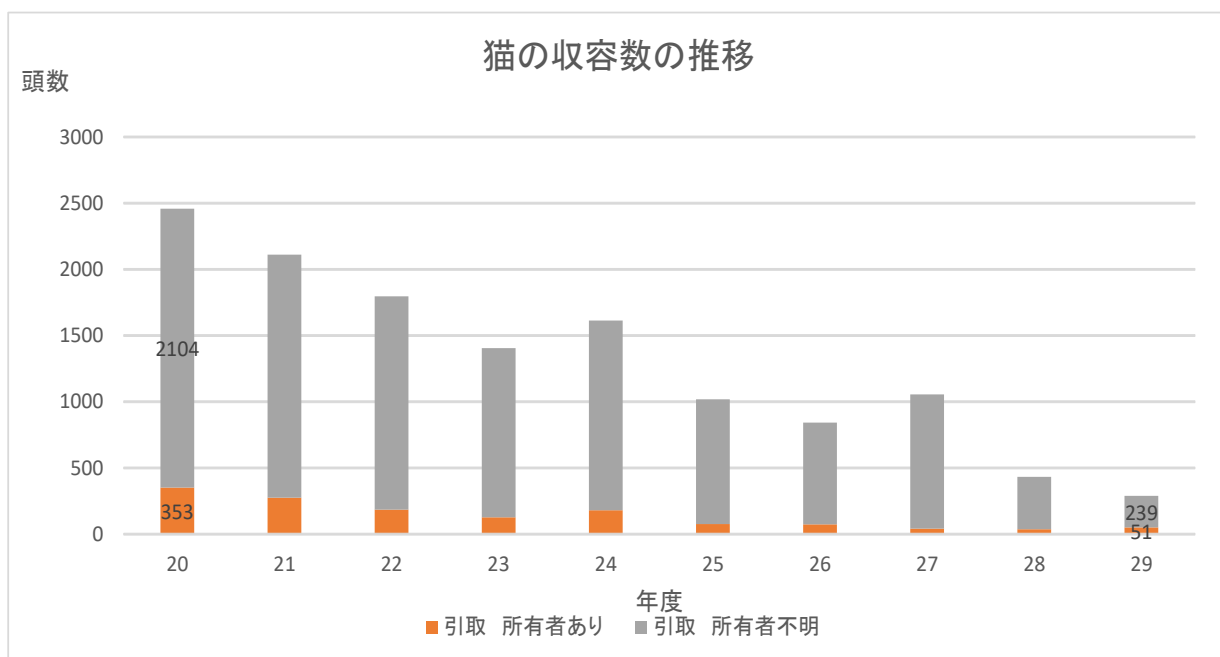
これらのことは、飼い主のいない犬・猫に対する安易な餌やり行為により、犬、猫の繁殖が繰り返されていることと飼い犬、飼い猫に対して不妊去勢手術を実施せず、望まない繁殖の結果、生まれた犬、猫を遺棄していることが主な原因であると考えられます。

一方、平成24年に改正された動物愛護管理法では、所有者から犬・猫の引取りを求められた際、引取りを繰り返し求められた場合や犬及び猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合など引取りを求める相当の事由がないと認められた場合は、都道府県等はその引き取りを拒否することができるものと規定されています。

このため、本県では、「**犬及び猫の引き取りに関する取扱要綱**」を定め、引取りを求める相当の事由がない場合は、引取りを拒否しています。

また、引取りを実施する際も、終生飼養、繁殖制限措置等について動物愛護監視員が必要な助言や指導を実施しています。





課題

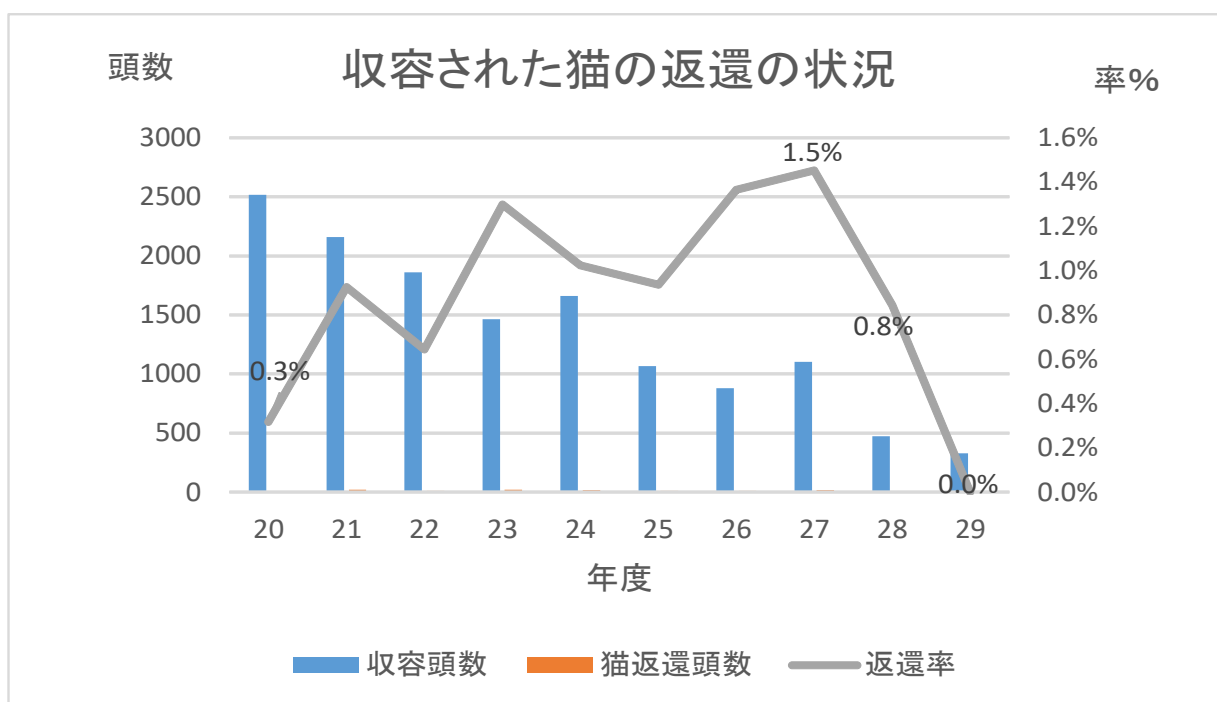
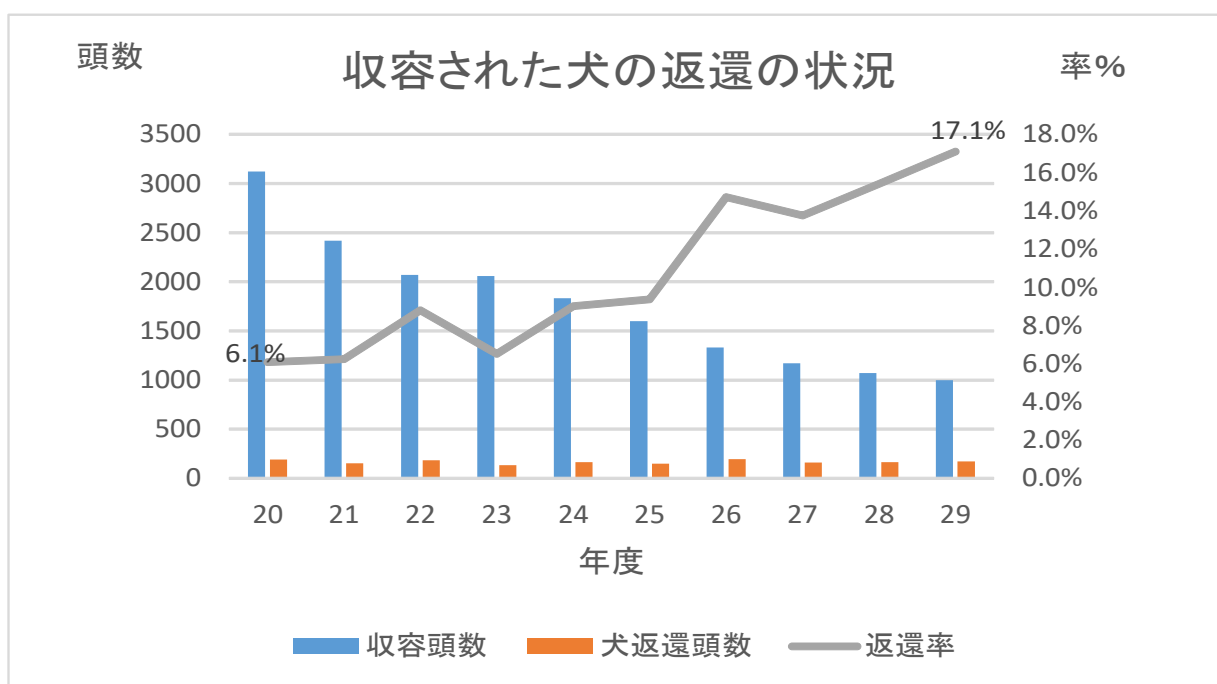
- (1) 飼い主のいない犬や猫の問題について、広く県民の関心を喚起して、その原因及びこれら不幸な犬や猫を生み出さないための取組み等に正しい認識を持ってもらう必要があります。
- (2) 飼い犬、飼い猫において望まない繁殖を防止するため、不妊去勢手術の実施について、飼い主への啓発の推進が必要です。
- (3) 飼い主の都合で引き取られる犬や猫がいることから、飼い主に終生飼養の重要性を認識してもらうことが必要です。
- (4) 動物を遺棄することが犯罪であることの認識を深めるための啓発の推進が必要です。

2-3 飼い主への返還

現状

平成29年度の返還頭数は、171頭で、犬・猫とも返還頭数に大きな変化は見られません。

収容された犬や猫の情報は、動物愛護管理センターのホームページに写真を掲載するとともに、ケーブルテレビや新聞広告等で情報提供に努めています。



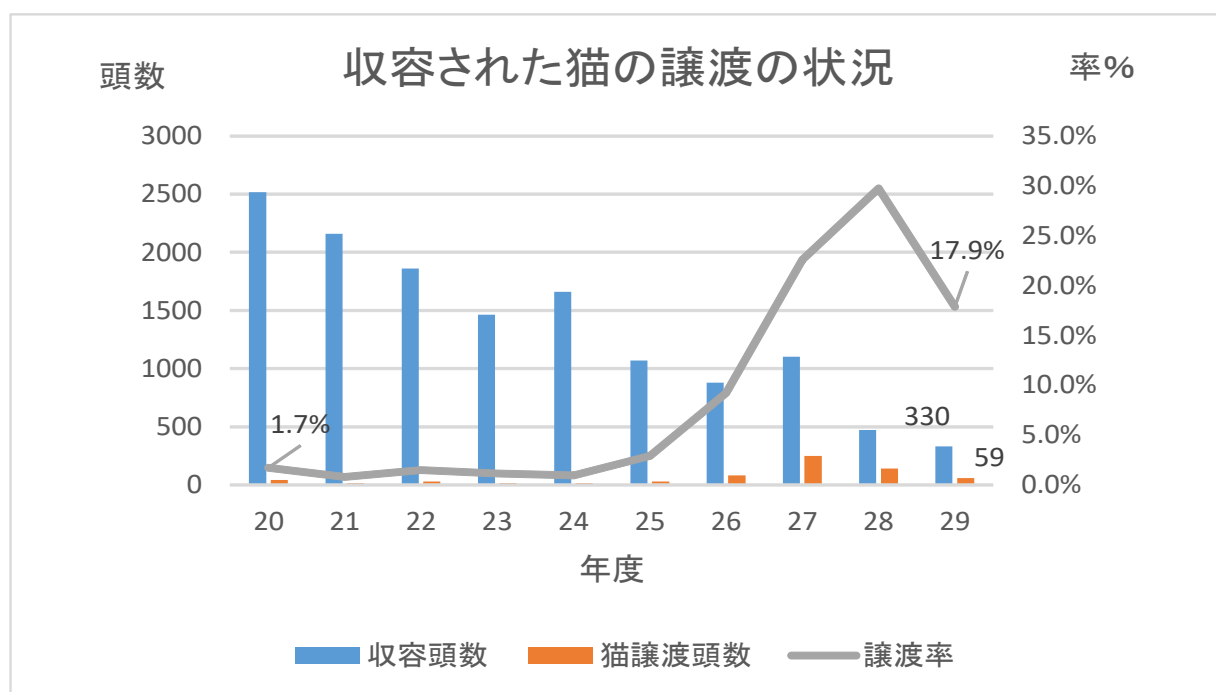
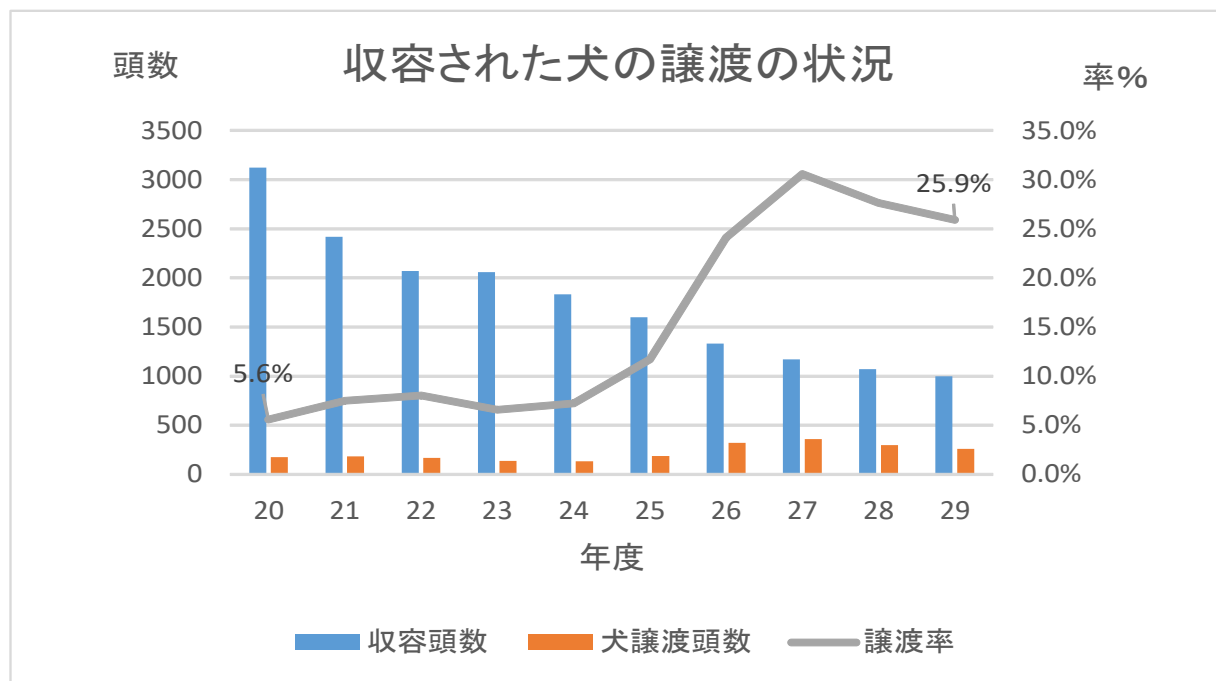
課題

- (1) 収容された犬や猫が速やかに返還されるよう、飼い主による所有者明示措置の徹底が必要です。
- (2) 飼養施設・設備の点検や飼い犬、飼い猫の適正な管理など逸走防止措置が適切に講じられるよう飼い主に対する啓発の推進が必要です。
- (3) 飼い犬、飼い猫が逸走した場合には、犬・猫の特徴などを必ず動物愛護管理センターや総合県民局などへ届け出るよう周知の徹底が必要です。

2-4 新しい飼い主への譲渡

現状

動物愛護管理センター譲渡会の周知、広報に取り組むとともに、一般県民への譲渡だけでなく、動物愛護推進員、動物関係団体等との連携により譲渡の推進に努めました。平成29年度の譲渡頭数は、318頭（犬：259頭、猫：59頭）となっています。



課題

- (1) 動物愛護管理センターやボランティア団体が行っている譲渡活動の普及啓発を推進する必要があります。
- (2) 犬・猫の譲渡を一層推進していくため、ボランティア団体や個人等との連携・協働を拡充していく必要があります。
- (3) 譲渡対象動物の年齢、体格、性格など個体の特性にに応じた、健康管理や育成を的確に実施する必要があります。
- (4) 譲渡に適した犬や猫とともに、これまで殺処分されてきた譲渡困難な犬猫を含めた「助けられる犬・猫」の譲渡拡大を推進していく必要があります。



3 危機事象発生時の対応

3-1 災害時における動物の救護

現状

東日本大震災を契機とし、被災者を支援するための動物救護活動が円滑に行われる体制の整備が求められています。

本県では、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震等の大規模災害に備え、徳島県地域防災計画に動物救護対策を明記するとともに、(公社)徳島県獣医師会や動物愛護団体、企業等と動物救護に係る支援協定を締結し、被災動物の保護や治療に係る連携・協力体制を整備してきました。

また、平成24年度には、同行避難を原則とした「災害時ペット対策ガイドライン」を策定し、具体的な対策や各団体との連携について、市町村及び県民への周知に努めてきました。

さらに、平成28年度に発生した熊本地震では、多くの被災者がペットと同行避難しましたが、避難所のペットの受入れ体制やボランティア、動物愛護団体との連携のあり方など多くの課題が明らかとなりました。

そこで、平成29年11月に環境省をはじめ、近隣県、市町村、関係団体とともに、全国で初めてとなる「災害時ペット救護の広域支援・受援体制備に係るモデル図上訓練」を本県で開催し、ここで抽出された課題が、環境省が策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」に反映されました。

なお、平成30年10月末現在、市町村において地域防災計画に災害時のペット対策を記載しているのは21市町村、避難所運営マニュアルに記載しているのは18市町村、両方に記載しているのは16市町村となっています。



課題

環境省ガイドラインに基づく同行避難のためには、避難所での受け入れ体制の整備と飼い主の日ごろからの準備が不可欠です。

- (1) 市町村防災計画や避難所運営マニュアルにおいて、災害時のペット対策を明確に位置づけるとともに、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理などについて関係団体と連携し、訓練しておくことが必要です
- (2) 飼い主は、避難所においても自らの動物を管理する責任があることから、平時から近隣住民の理解と協力が得られるよう適正な飼養に努め、自治会や地域全体で同行避難についての意識の共有を図る必要があります。
- (3) 迷子動物や避難所に連れて行くことができない動物の一時預かりや里親制度など関係団体及びボランティアとの連携や人材確保が課題となっています。
- (4) 人の生命や財産に危害を及ぼす恐れのある特定動物の管理者が、逸走防止や危害防止措置など災害時対策を適切に講じる必要があります。

3-2 人と動物の共通感染症

現状

県は、平成16年に「徳島県動物由来感染症対策検討会」を設置し、①医療、獣医療関係者及び地域住民に対し、動物由来感染症に係る正しい知識の普及啓発、②動物由来感染症の情報収集、分析、提供体制の整備、③新たな動物由来感染症に対する緊急調査体制の強化、④医療、獣医療及び行政担当部局との連携強化等について検討を行ってきました。

平成18年には「徳島県狂犬病発生時の対応マニュアル」を策定（平成28年4月改正）し、発生時の対応や診断体制の整備を図るとともに、定期的に技術研修会及び県内発生時の机上訓練を実施しています。

また、動物愛護管理センターに収容された犬・猫を中心とした人と動物の共通感染症の病原体や抗体保有状況などのモニタリング調査を実施しています。

さらに、徳島県医師会及び（公社）徳島県獣医師会と共催の研修会を開催するなど、「One Health」の名の下に関係機関の速やかな連携体制整備に努めています。

課題

- (1) 人と動物の適切な関わり方と、人と動物の共通感染症に対する正しい知識の普及啓発が求められています。
- (2) 人と動物の共通感染症の発生動向を的確に把握し、まん延防止のための迅速な対応をとるために、動物由来感染症対策検討会を中心として、身近な動物の病原体や抗体保有状況について調査・分析を行い、適切な予防措置と医療が受けられるよう医療、獣医療、動物取扱業者、行政各担当部局等との情報共有と連携の強化が必要です。
- (3) 人と動物の共通感染症に関する動物の検査、診断体制の更なる整備が必要です。



4 事業者による動物の取扱い

4-1 動物取扱業

現状

動物愛護管理法に基づき、動物取扱業は登録制となっています。

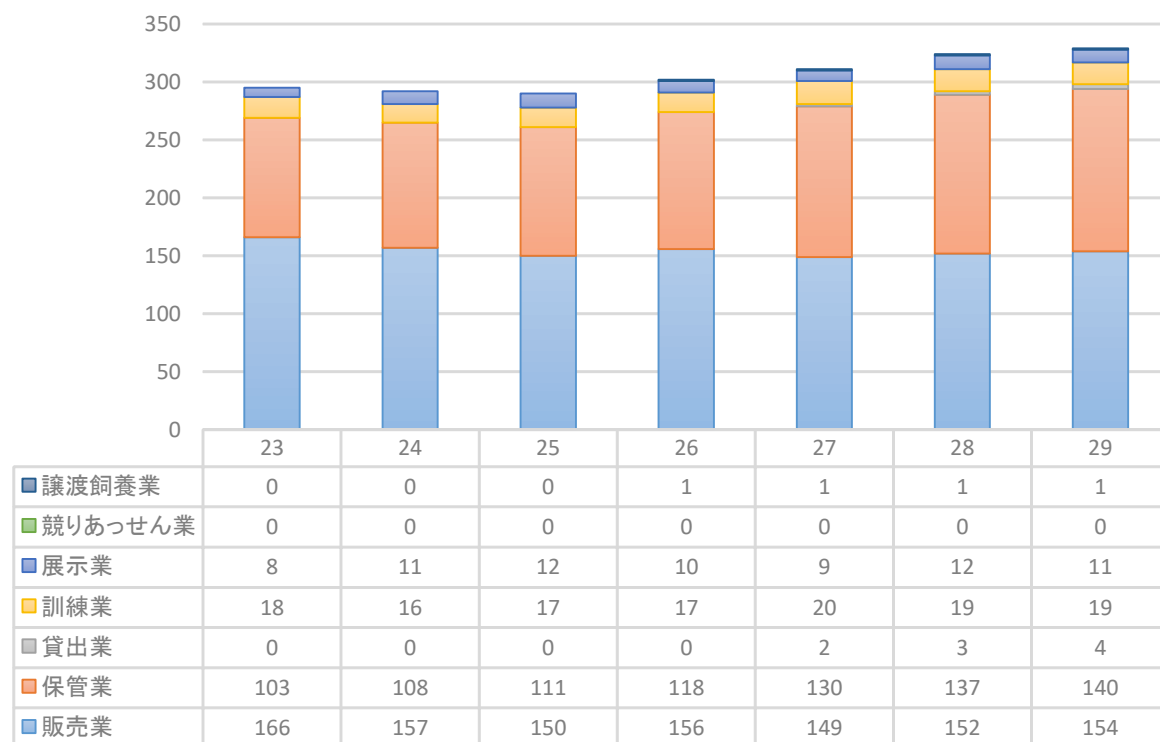
動物取扱業の新規登録又は登録更新の際は、動物愛護監視員が施設調査を行うとともに、飼養・保管規模に応じて定期的な監視・指導を実施しています。

また、毎年、「動物取扱責任者研修」を動物愛護管理センターや総合県民局において実施し、事業者に対して法令の遵守と知識の習得を図っています。

平成24年度の動物愛護管理法の改正により、これまでの犬・猫等販売業は第一種動物取扱業として区分され、新たに非営利で施設を設けて動物の譲り渡しを行う者として第二種動物取扱業の届出制度が創設されました。特に、犬・猫等販売業については、幼齢の犬・猫等の健康安全計画を定めることや取扱い状況に関する届出制度の義務化をはじめ、生後56日を経過しない犬・猫の販売や販売のための引き渡しと展示の禁止などの遵守事項が追加されています。

現在の動物取扱業の登録数は、329施設となっており、ペットショップや繁殖業者などの販売業が154施設、ペットホテルやトリミングサロンなどの保管業が140施設となっています。

第一種動物取扱業の登録の推移



課題

- (1) 動物取扱業者の法令の遵守や動物の適正管理を徹底することが重要であり、より一層効果的かつ効率的な監視指導や普及啓発を実施していく必要があります。
- (2) 業種別に応じた遵守規定の履行状況の確認や規模に応じた重点的な監視指導の徹底が必要です。
- (3) 動物取扱責任者研修を充実し、事業者の法令遵守と知識の向上に努める必要があります。

4－2 特定動物飼養許可

現状

動物愛護管理法の改正により、平成18年6月から人の生命、財産等に危害を及ぼす恐れのある動物(特定動物)の飼養・保管については、許可制が導入されました。

特定動物は主に動物園で飼養されていますが、一般個人や動物取扱業においても飼養されている実態があります。

課題

特定動物の飼養実態を的確に把握し、適切な飼養及び管理の徹底を図るためにも、許可制度とともに施設基準や飼養基準の周知徹底に努める必要があります。

4－3 実験動物及び産業動物の取扱い

現状

実験動物の飼養等については、環境省「**実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準**」、産業動物については、環境省「**産業動物の飼養及び保管に関する基準**」を関係機関へ周知してきました。

学術研究や畜産物の生産のために飼養されている実験動物や産業動物については、その目的に応じた適正な飼養が求められており、管理者等はその対策を講じていますが、動物愛護管理の観点からの飼養実態については、十分把握されていないのが現状です。

課題

- (1) 実験動物と産業動物について、飼養施設や関係機関と連携して動物愛護管理の観点からの飼養実態把握に努める必要があります。
- (2) 実験動物や産業動物を取り扱う施設において、「**実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準**」、「**産業動物の飼養及び保管に関する基準**」の遵守を徹底することが必要です。

5 関係者、関係機関との連携

5-1 人材育成と連携

現状

- (1) 平成19年度に、県、市町村、教育委員会、(公社)徳島県獣医師会、動物愛護団体等による「**徳島県動物愛護推進協議会**」を設立し、本県における動物愛護と適正管理の推進について、それぞれの立場からの連携、協働体制を構築しています。
- (2) 平成20年度から、動物に関する活動の地域における指導者として「**動物愛護推進員**」を委嘱しています。「**動物愛護推進員**」は、イベント・啓発パネル展の開催、地域猫活動・譲渡の推進、動物愛護週間等関連行事への協働参加のほか、自ら主体的に動物愛護と適正飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動を行っています。
- (3) 平成23年度に「**ボランティア登録制度**」を創設し、動物愛護管理に関する行政の施策に協力可能な人材の確保と育成を行っています。
- (4) 平成25年に「**徳島県動物愛護実務者会議**」を設置し、動物愛護及び適正管理の推進について、関係部局との連携、調整を行い、徳島県動物愛護管理推進計画の的確な運用と円滑な業務遂行を図っています。
- (5) 収容動物のさらなる譲渡促進による殺処分頭数削減のためには、ボランティアの協力や県民の動物愛護精神醸成が必須であることから、譲渡交流拠点施設「**きずなの里**」を活動拠点として、様々な活動主体と連携、協働体制を構築しています。また、平時のみならず、災害時においても「**助けられる犬・猫殺処分ゼロ**」の実践拠点として活用を行うこととしています。

課題

- (1) 動物愛護推進員及びボランティアが、地域のリーダーや身近な相談員として地域住民への動物に関する助言を行う体制が必要です。また、動物愛護推進員の県内全市町村におけるバランスのとれた委嘱と、その活動に応じた知識や技術の習得及び協働のための情報共有が必要です。
- (2) 動物愛護推進員と地元市町村等のネットワーク、情報共有の場の設定、さらに新たな動物愛護推進員及びボランティアの確保が必要となります。
- (3) 施策推進のためには、行政、動物愛護推進員、ボランティア、関係団体等の連携を深め、さらにすそ野を拡大していく必要があります。
- (4) 譲渡交流拠点施設「**きずなの里**」を活用したボランティアの交流を活性化し、県際間譲渡等へ発展させる必要があります。



5－2 学校における動物飼育

現状

平成16年度から、県、県教育委員会、（公社）徳島県獣医師会の三者による「**学校飼育動物ネットワーク事業**」を立ち上げ、例年15校程度の指定校に対し、獣医師の学校訪問による飼育動物の適正な飼養、健康管理や動物愛護の推進を図った結果、正しい知識が習得されるとともに相手を思いやる心が育まれるなどの成果を上げています。

また、動物愛護管理センターにおいても「**ふれあい移動教室**」として、幼稚園、小学校及び地域自治会等へ犬や猫とともに訪問し、動物とのふれあいを通じた啓発事業を実施しています。

課題

- （1）動物を飼育する学校は年々減少傾向にあり、子供が動物の生態や習性を学び、ふれあう機会が少なくなっていることから、学校における動物飼育への理解と受け入れ体制整備が必要です。
- （2）「**学校飼育動物ネットワーク事業**」による学校飼育動物への支援及び「**ふれあい移動教室**」の継続が必要です。



第3 施策の展開

1 基本的方向性

生きとし生けるものとして動物の命を尊重し、動物の適正な飼養管理に努めるとともに、動物を飼養している人も飼養していない人もお互いを尊重し、動物が地域に受け入れられるよう「人と動物がともに暮らせる『うるおいと喜び』のある地域づくり」を目指します。

2 施策

施策1 動物の適正飼養の啓発と徹底

目指す姿

- ・飼い主が飼育環境を考慮した上で、責任をもって適正に飼育することによって、飼い主のいない犬・猫などの不幸な動物のいない社会を構築します。
- ・動物に関わる迷惑行為をなくし、動物が地域に受け入れられる「人と動物がともに暮らせる『うるおいと喜び』のある地域社会」を構築します。
- ・行政・住民・各団体が一体となって地域住民の取組みを促し、動物愛護を基調として互いに尊重し合い、配慮のできる地域社会を構築します。
- ・関係団体と協力し、学校における望ましい動物飼育の推進により、子供と動物とのよりよい関係作りを目指します。

1-1 犬の登録と狂犬病予防注射

今後の取組み

- (1) 市町村、(公社)徳島県獣医師会と連携し、飼い犬の登録、毎年1回の狂犬病予防ワクチンの接種、鑑札と注射済票の装着を推進します。また、広報、ホームページ、リーフレットなどを利用して、県民に対する狂犬病の正しい知識の普及啓発を推進します。
- (2) 動物病院や犬を販売する動物取扱事業者においても、飼い犬の登録と注射を推進する体制の整備に取り組みます。
- (3) 市町村と連携し、犬の飼養実態の把握に努め、登録原簿の整理を促進します。

1-2 犬・猫等による迷惑行為対策

今後の取組み

- (1) 「犬のしつけ方教室」の出張開催等により、飼い主モラル向上の積極的な啓発を行うとともに、動物愛護監視員による飼い主に対する指導を徹底します。
- (2) 「猫適正飼養ガイドライン」による飼い猫の屋内飼養の推奨、不妊去勢手術の実施、個体識別措置の徹底について、市町村等関係団体と連携し、リーフレット、ポスターにより広く周知を図ります。
- (3) 飼い主のいない犬・猫への安易な餌やり行為がもたらす繁殖という結果について、行為者に対する指導啓発を実施します。
- (4) 市町村等関係団体と連携して多頭飼養の実態把握に努め、適切な助言、指導を実施します。

1－3 不妊去勢手術の普及

今後の取組み

- (1) 県民の理解を深めるため、(公社)徳島県獣医師会、動物取扱業者の協力を得て「**不妊去勢手術のメリット**」について、周知啓発に努めます。
- (2) 動物愛護管理センターの譲渡会、講習会を通じて、繁殖制限措置の必要性を飼い主に啓発します。
- (3) 地域に根ざした取組みを推進するため、地域社会と密接に関係する市町村及び動物愛護推進員をはじめとするボランティア、関係団体等の自主的な取組みを促進します。



1－4 犬・猫の終生飼養の推進

今後の取組み

- (1) 動物関係団体及び動物愛護推進員との協働により、現在、犬・猫を飼養している人に対して、終生飼養に関する普及啓発を行うとともに、啓発パネル展開催やリーフレット配布を推進します。また、ペットショップや動物病院等をはじめ、スーパーやホームセンター等のペットフードを買い求める人が多く集まる場所でのポスター、リーフレット設置について協力を求めます。
- (2) これから犬・猫を飼い始めようとする方に対し、講習会等で、健康管理、問題行動を引き起こさないためのしつけ、望まない繁殖を防ぐための不妊去勢手術、災害・逸走に備えた所有明示等の必要性、飼養動物の高齢化や回復不能な病気等に罹った場合の想定など、飼い主責任と経済面も含めた負担の発生について啓発を行います。
- (3) ペットショップ等の動物販売業者が、犬・猫の購入者に対し、飼い主責任や動物の適正な飼養、保管方法等の動物愛護管理法に定められた説明を適切に実施するよう指導します。
- (4) 終生飼養の原則に則り、犬・猫を引き取る相当の事由がない場合は「**犬及び猫の引き取りに関する取扱要綱**」に基づき引き取りを行いませんが、社会的に孤立状態の飼い主が、高齢や病気等の理由により終生飼養の継続が困難となった場合には、個別に生活環境等を勘案の上、ボランティア等との連携による譲渡、斡旋の機会を設けるなどの支援体制整備を図ります。

1－5 犬・猫の所有明示措置

今後の取組み

- (1) 1－1 犬の登録と狂犬病予防注射を推進します。
- (2) (公社) 徳島県獣医師会、動物販売業者や動物愛護団体等と連携し、マイクロチップや名札装着などの個体識別を推進します。

1－6 動物遺棄・虐待防止対策

今後の取組み

- (1) 動物の遺棄・虐待が犯罪であることをポスター等の掲示で周知します。
- (2) 遺棄が多い場所の管理者に注意喚起の掲示物を配布するとともに、遺棄・虐待を疑う事例が発生した場合には、地域の警察等と連携しての対応や情報共有を図ります。
- (3) 遺棄・虐待防止について、市町村や警察等との情報共有と協議の場を設けます。

1－7 地域猫活動の推進

今後の取組み

- (1) (公社) 徳島県獣医師会の協力を得て、不妊去勢手術の推進を図るとともに、地域社会と密接に関係する市町村等関係団体の自主的な取組みを促進します。
- (2) 取組み地域を拡大するための取組支援とともに、不妊去勢措置を伴わない餌やり行為がもたらす結果についての啓発を継続します。



施策2 助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取組み

目指す姿

飼い主責任の徹底や飼い主のいない猫対策などの取組みが進展し、収容される犬や猫が減少するとともに、ボランティア団体等との連携・協働による譲渡を促進することにより、「助けられる犬・猫殺処分ゼロ」の達成を目指します。

2-1 飼い主への返還の推進

今後の取組み

- (1) マイクロチップ装着などによる所有明示措置、逸走防止措置、逸走時の届出など飼い主責任の徹底がなされるよう飼い主に対する啓発を推進します。
- (2) 引き続き、収容された犬や猫の情報を動物愛護管理センターのホームページに写真付きで掲載するとともに、ケーブルテレビや新聞広告等で情報提供に努め、飼い主から寄せられた犬・猫の情報との照合を確実に実施し、飼い主への返還を推進します。

年度	2017	2023	2028
県内で販売、譲渡される犬・猫 マイクロチップ装着率(%)	68	90	100

2-2 新しい飼い主への譲渡の促進

今後の取組み

(1) ボランティア団体等との連携による譲渡の拡大

動物愛護管理センターに収容された犬・猫の譲渡を一層推進していくため、譲渡に取り組むボランティア団体や個人等との連携・協働を拡充していきます。

譲渡交流拠点施設「きずなの里」を利用したボランティア団体等との合同譲渡会やボランティア団体主催の譲渡会を開催し、県内での譲渡を促進するとともに、ボランティア団体等を通しての県際間譲渡を促進するなどボランティア団体等との連携・協働により譲渡促進を図ります。

また、収容された犬の中から「災害救助犬」や「セラピードッグ」の候補を選定・譲渡し、飼い主との連携・協働により、その育成に努め、収容犬の新たな活躍の場の創出と譲渡の促進を図ります。

(2) ボランティア団体への支援

「きずなの里」をボランティア団体等の交流の場として活用してもらい、互いの情報交換会や勉強会を実施することにより、譲渡に取り組むボランティア団体等のネットワークづくりを支援し、譲渡活動の輪を拡大していきます。

(3) 譲渡対象動物の適正な飼養管理の確保

「きずなの里」を活用し、譲渡対象動物が譲渡されるまでの健康管理を徹底するため、犬・猫の習性や特性を考慮し、ストレス軽減のための個体管理やワクチン接種、寄生虫の駆除、しつけのためのトレーニング、ミルクボランティアと連携した幼齢動物の育成など適正な飼養管理を推進します。

(4) ふれあいを通じた譲渡の推進

「きずなの里」の居室環境を再現した「マッチングスペース」を活用し、譲渡希望者と譲渡対象動物のふれあいを通じて相性や適性などを確認することにより譲渡を促進します。

(5) 譲渡制度の普及啓発

動物愛護管理センターやボランティア団体が行っている譲渡活動の認知度を高める普及啓発を推進します。

動物愛護管理センターでの譲渡会のみならず、総合県民局等で出張譲渡講習会を開催し、譲渡会の周知と譲渡事業への理解を深めます。

また、成犬や成猫から飼い始めることのメリットを普及啓発し、成犬や成猫の譲渡拡大を図ります。

年度	2017	2023	2028
助けられる犬・猫の 殺処分数(頭)	398	200	0



譲渡交流拠点施設「きずなの里」 マッチングスペース

施策3 災害対策をはじめとする危機管理への対応

目指す姿

- ・災害発生時に、飼い主と動物の同行避難や動物の保護・治療など円滑な動物救護対策が図られるよう人と動物に優しい社会を構築します
- ・特定動物の逸走防止など安全・安心の確保を図ります。
- ・人と動物の共通感染症に対する正しい知識の普及啓発により、人と動物の健康が相互に確保され、人と動物が共存できる社会を構築します。

3-1 災害時における動物の救護対策

今後の取組み

(1) 市町村防災計画及び避難所運営マニュアルの整備推進

県地域防災計画及び環境省ガイドラインに基づき、市町村に対し、災害時のペット対策を防災計画や避難所運営マニュアルへ位置付けることや避難所のペットの受入れルール作成及び住民への周知について協力を求めます。

(2) 同行避難のさらなる推進

譲渡交流拠点施設「きずなの里」を災害時の動物救護拠点としての活用や地域防災訓練等におけるペットとの同行避難訓練の実施により、避難所での受け入れ体制を検討するとともに、同行避難を推進し、ボランティアと避難所管理者の調整役となるコーディネーターの育成に努めます。

(3) 動物救護に係る人材の確保と育成

動物愛護推進員、災害時の動物救護ボランティアの人材確保と育成に努めます。災害時の行動規範を明確にし、遵守すべき活動ルールの明確化を図ります。

(4) 飼い主に対する普及啓発

平時からの準備として、同行避難に必要なしつけとワクチン接種を含めた健康管理、所有者明示措置、餌や備品の備えについて啓発するとともに、各種イベントや啓発パネル展等により、飼い主への効果的な啓発を行います。

(5) 特定動物の災害時の対策の徹底

人に危害を加えるおそれが高い特定動物については、その所有者又は管理者に対し、災害時の逸走防止を指導するとともに、警察、市町村等との連携により安全確保に努めます。



3-2 人と動物の共通感染症対策

今後の取組み

(1) 正しい知識の普及啓発

県ホームページやリーフレット等の活用により、県民へ正しい知識の普及、啓発を行うことに加え、発生状況や予防方法を正しく理解してもらうための情報発信と、医療、獣医療等関係者へ必要な専門情報を提供できる体制の整備を図ります。

(2) 人と動物の共通感染症の検査体制の整備

県関係機関だけでなく、研究機関や近隣自治体及び動物病院との連携・協働により、人と動物の共通感染症を疑う事例が発生した場合の検査が円滑に実施できるよう、検査体制の整備を図ります。

(3) 人と動物の共通感染症モニタリング

動物愛護管理センターに収容された犬・猫や食肉処理施設に搬入された野生のシカ・イノシシについて、人と動物の共通感染症の病原体や抗体保有状況を調査し、感染源動物のモニタリングを拡充するとともに、調査結果を適切に周知・広報することにより、人への感染防止に努めます。

(4) 医療・獣医療機関のネットワーク強化

「One Health」への取組として、飼い主及びペット動物に対して、感染予防や感染時の適切で迅速な対応を目的として、医療・獣医療機関の間で、必要な情報を共有・提供できるネットワークの構築を図ります。



施策 4 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

目指す姿

事業者が、法令を遵守するとともに、その責務を自覚し、事業活動をととして動物の適正飼養と終生飼養を率先して実践することで、動物の飼養に関して飼い主の模範となれるよう「人と動物がともに暮らせる『うるおいと喜び』のある地域づくり」の担い手を育成します。また、動物の取扱いにあたっては、動物福祉に配慮した取組みを推進します。

4-1 動物取扱業の適正化

今後の取組み

(1) 業態に応じた監視指導の実施

- ① 事業者の規模、業態に応じて、動物愛護監視員による、効率的かつ効果的な監視を継続します。
- ② 県民の意識向上のため、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射の実施について、事業者の率先した取組みを推進します。

(2) 販売事業者への監視指導の強化

- ① 販売事業者に対し、販売時の購入者への現物確認と対面説明が徹底されるよう、立入調査時に帳簿の確認を行うとともに、販売時の説明において、終生飼養の責務や犬の登録や狂犬病予防注射の実施、動物を飼養する前に理解しておかなければならない事項について、購入者に対して十分な説明を行うよう指導を行います。
- ② 販売動物へのマイクロチップ装着の普及を推進します。

(3) 動物取扱責任者研修の充実

動物取扱責任者研修を通じて法令遵守と事業者責任を徹底させるとともに、動物の適切な取扱いや管理について研修することで、資質向上のための機会を提供します。



4-2 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底

今後の取組み

(1) 特定動物の管理責任者に対する監視指導

- ① 特定動物の管理責任者に対して、飼養管理状況の確認により飼養実態を把握し、許可施設の監視指導を強化します。
- ② 特定動物は、飼養施設から逸走した場合に人に危害を与えるおそれが高く、一般の動物の飼い主以上に社会的責任の徹底が求められます。飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップによる個体識別措置等を確実に実施するよう指導します。

4-3 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

今後の取組み

(1) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

実験動物及び産業動物については、関係機関との協力のもと、基準の周知により動物福祉への配慮を推進します。

(2) 実験動物施設への普及啓発

大学や企業の研究機関など実験動物を取り扱う施設に対して

「3Rの原則」

- ① 苦痛の軽減 (Refinement)
 - ② 使用数の減少 (Reduction)
 - ③ 代替法の活用 (Replacement)
- の普及啓発を行っていきます。

(3) 産業動物飼養者への指導

産業動物については、

「5つの自由」

- ① 飢えと渇きからの自由
- ② 肉体的苦痛と不快感からの自由
- ③ 傷害や疾病からの自由
- ④ おそれと不安からの自由
- ⑤ 基本的な行動様式に従う自由

など動物福祉に配慮した取扱いが求められます。

畜産業者等に対して、庁内関係部局と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知していきます。

施策5 多様な活動主体との連携、協働の推進

目指す姿

- ・「徳島県動物愛護推進協議会」を中心に、各関係機関、団体のより一層の連携、協働体制を構築します。
- ・「動物愛護推進員」及びボランティアの人材確保に努め、研修による人材育成を積極的に推進することで、地域に密着した動物愛護及び管理の定着を目指します。

5-1 人材育成と連携、協働による活動の推進

今後の取組み

- (1) 徳島県動物愛護推進協議会、徳島県動物愛護実務者会議を中心として、官民協働での施策推進のため、各団体との連携を深めます。
- (2) 全市町村における動物愛護推進員の委嘱、ボランティアの地域における活動の推進によって、地域のリーダーとなる人材の確保と育成を図ります。また、地域で独自に活動しているボランティア等との協働活動を推進します。
- (3) 譲渡交流拠点施設「きずなの里」を活用した動物愛護推進員及びボランティアの研修会開催やネットワークの構築を図るとともに、情報交換の場を提供し、活動の活性化を図ります。
- (4) 飲食店・宿泊施設などの事業者団体などへ、動物愛護に係る普及啓発を行い、とりわけ「盲導犬・聴導犬・介助犬」などを含む動物の社会における受入れ体制の整備を図ります。

年度	2017	2023	2028
動物愛護推進員委嘱数（名）	71	80	90
ボランティア登録数（名）	134	220	320



譲渡交流拠点施設「きずなの里」

5－2 学校における動物愛護意識の推進

今後の取組み

- (1) 教育委員会と連携し、動物愛護管理センターにおける学校関係者の研修や児童、生徒を対象とした犬・猫の飼育体験、施設見学等の受入れを促進します。
- (2) 学校飼育動物の適正飼養、健康管理を図るため、(公社)徳島県獣医師会と協働し、「学校飼育動物ネットワーク事業」の充実を図ります。
- (3) 学校での「ふれあい移動教室」開催や動物愛護啓発事業の実施及び譲渡交流拠点施設「きずなの里」を活用した施設見学により、児童、生徒の情操教育と動物愛護意識の高揚を図ります。



「ふれあい移動教室」

第4 推進体制

1 徳島県

動物愛護管理推進計画の策定等、動物愛護管理に係る方向性を示し、広域的な事業の企画・実施、情報発信、普及啓発、法令に基づく行政処分、国・関係機関との連絡調整、災害時における被災動物の救護対策・動物由来感染症などの危機管理対応、市町村及び関係団体、動物愛護推進員やボランティア等との連携・協働を推進します。

2 市町村

地域的な動物愛護管理関係事業の企画・実施、情報発信、普及啓発や狂犬病予防法に基づく犬の登録や鑑札及び注射済票の交付事務等を担っています。

また、飼い主のいない猫の繁殖など、動物愛護管理に関する問題の多くが地域のコミュニティ内で発生しており、それぞれの地域特性を踏まえた苦情・相談対応が必要となることから、地域猫活動の支援など地元動物愛護推進員等ボランティアとの連携・支援を行う必要があります。

さらに、市町村段階における実効的な災害時動物対策の検討が必要となっています。

3 飼い主

飼い主には、動物の生理、習性を理解し、終生飼養、逸走防止、繁殖制限を実施するとともに、所有明示措置、感染症予防を行い、周辺の生活環境や他人に迷惑をかけない等の社会責任を果たす必要があります。

また、地域の一員として、飼養動物が地域に受け入れられるよう努めなければなりません。

さらに、災害時に備えた動物のしつけやえさなどの備蓄等は、飼い主自身が動物を守るだけでなく、避難所で他人に迷惑をかけず暮らすために必要となります。

4 動物取扱業者等

動物愛護管理法等を遵守し、取り扱う動物の適正な飼養や保管等に努め、動物飼養者の手本として責務を果たさなければなりません。

また、動物の購入者等に対して動物愛護管理法に定められた事前説明を適切に行い、終生飼養及び適性飼養に関する正しい知識の普及に努める社会的役割があります。

5 獣医師

獣医師は、動物に関する専門家として動物の疾病や怪我の予防、治療に携わるだけでなく、人と動物が共生できる環境を築く立場にあり、人と動物の共通感染症まん延防止等の重要な役割を担っています。

また、動物の繁殖制限措置や適正飼養の推進について、飼い主やボランティア等への正しい知識の普及啓発や助言を行うことが求められます。

6 県民

人と動物が共生する社会の実現には、動物愛護意識や適性飼養への理解とともに、動物愛護管理に関する施策への理解と協力が不可欠となります。

また、地域社会には、動物を飼養している人、動物を飼養していない人や苦手な人が混在しており、お互いの立場を十分尊重し、より良い関係を築いていくため、地域活動に対する住民相互の理解と協力、動物の習性、生態や人と動物の共通感染症に関する正しい知識の習得等が必要です。

7 動物愛護推進員・ボランティア・関係団体

動物愛護推進員は、地域における動物愛護管理活動の中心的役割が期待されており、それぞれが有する知識や経験を活かし、県等の施策に協力する必要があります。

また、それぞれ、地域のリーダーとして、動物の愛護と適正な飼養の重要性についての住民啓発や犬・猫等の不妊去勢手術に関する助言、犬・猫等の譲渡のあっせん、その他の支援を行います。

さらに、災害時には、犬・猫等の動物の避難、保護等に関する県、市町村の施策への協力を行います。

8 教育機関

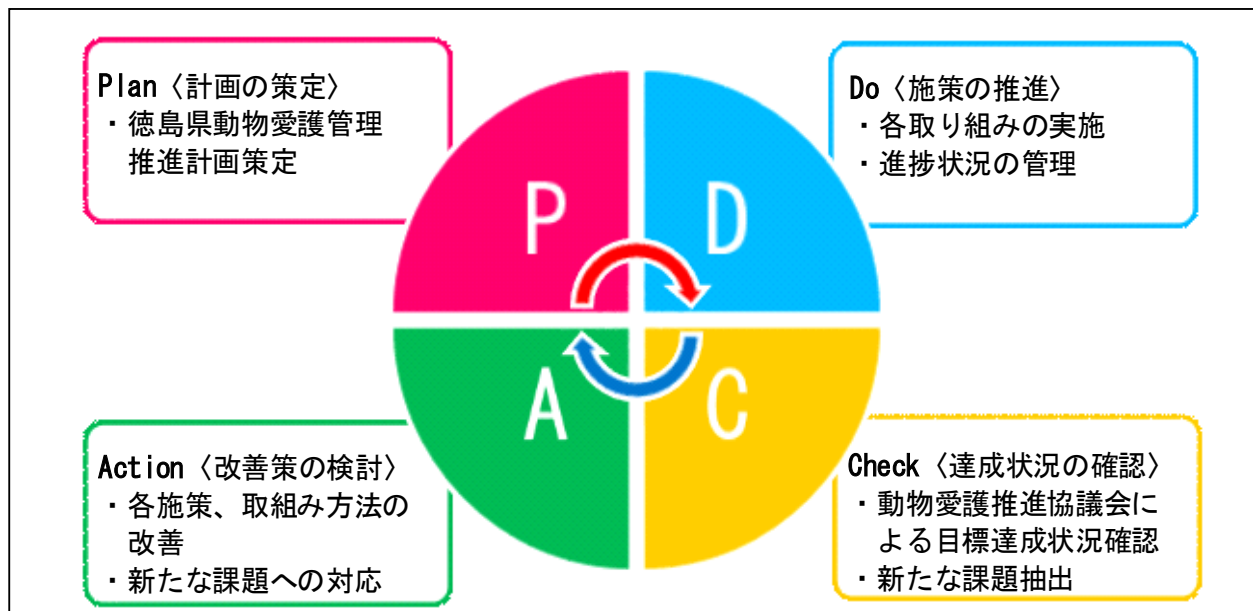
幼年期から少年期の子供を対象に、動物の愛護意識の普及啓発活動を行うためには、教育担当部局の協力が不可欠です。

より一層関係機関との連携を強化し、「ふれあい移動教室」による動物とのふれあいや学校飼育動物の適正な飼養管理についての教育活動を推進していく役割が求められます。



第5 点検及び見直し

徳島県動物愛護推進協議会において、本計画の達成状況等について定期的に分析・評価を行い、社会情勢の変化等にも適切に対応できるよう、5年を目途に計画の見直しを行います。



用語解説

【か】

- ・ **危害防止措置**：特定動物が人に危害を加えないよう、逸走防止が可能な檻の設置などを行うこと。「動物愛護管理法」及び「動物愛護管理条例」によって措置すべき内容が定められている。

【さ】

- ・ **災害救助犬**：南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、人命の救助や行方不明者の捜索活動を行う犬のこと。
- ・ **飼養保管許可**：「動物愛護管理法」及び「動物愛護管理条例」に基づき、特定動物を飼養、保管する場合に必要な許可のこと。特定動物の種類ごとに知事の許可を受けなければならない。特定動物による危害等の発生防止を図るため、飼養施設の構造、規模、管理の方法、動物の飼養及び保管方法等について、守るべき基準等が定められている。
- ・ **終生飼養**：犬や猫の動物をその生を終えるまで飼うこと。
- ・ **譲渡交流拠点施設「きずなの里」**：平成30年3月に供用開始となった動物愛護管理センター内にある施設。譲渡動物の健康管理、ボランティアの活動場所、小中学生の情操教育、災害時の動物救護拠点施設として運用している。
- ・ **セラピードッグ**：避難所、病院等を訪問して心のケアを行ったり、学校等での「ふれあい移動教室」で正しい動物とのふれあい方や命の大切さを教える犬のこと。

【た】

- ・ **地域猫活動**：飼い主のいない猫による迷惑行為が頻発している地域において、地域住民合意の元に飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域に戻し、適正管理を行う活動。子猫が生まれないことで飼い主のいない猫の数が自然減となり、猫による迷惑行為が減少することを目指した取組みのこと。
- ・ **動物愛護監視員**：「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」（以下、「動物愛護管理条例」という。）に基づき、「動物愛護管理法」に基づく立入検査並びに条例に基づく立入調査及び質問その他動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、知事が配置する県職員。
- ・ **動物愛護週間**：「動物愛護管理法」の規定により、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的として、9月20日から26日までの期間が指定されている。毎年、全国各地で動物愛護に関する様々なイベントが開催され、徳島県でも例年23日に（公社）徳島県獣医師会と共催で、「動物愛護のつどい」を動物愛護管理センター中心に開催している。
- ・ **動物由来感染症**：人と動物の共通感染症に同じ。
- ・ **登録原簿**：「狂犬病予防法」に基づき、各市町村が登録した飼い犬の状況を記した登録簿のこと。犬とその犬の所有者の情報が記載されている。

- ・ **特定動物**：「動物愛護管理法」に基づき、人の生命、身体または財産に害を加えるおそれのある動物として政令で定めた動物のこと。ニホンザル、トラ、タカ、ワニガメ、ニシキヘビなどのほ乳類、鳥類、は虫類が定められている。

【は】

- ・ **人と動物の共通感染症**：人と動物の双方に感染性を示す感染症の総称。「人獣共通感染症」、「動物由来感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機関（WHO）は、「脊椎動物と人の間で自然に移行する全ての病気または感染」と定義している。
- ・ **避難所運営マニュアル**：大規模災害等が発生し、住民が避難を余儀なくされた場合に備え、避難所の運営が円滑に行われるよう運営基準等を定めたもの。
- ・ **ボランティア登録制度**：動物愛護管理センターにおいて、譲渡動物の世話や各種動物愛護イベントの補助、災害時の収容動物の世話や一時預かりなどのボランティア活動が可能な一般県民の方を登録し、「人と動物がともに暮らせるうるおいと喜びのある地域づくり」の構築に寄与することを目的とする制度のこと。

【ま】

- ・ **マイクロチップ**：1センチ程度の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具のこと。15桁の英数字が電子データとして書き込まれ、獣医師が犬や猫の肩甲骨背部付近の皮下に埋め込み、専用の機械（マイクロチップリーダー）により英数字を読み取る。その番号を調べると動物の飼い主情報がわかるもの。なお、あらかじめ動物の飼い主が住所、氏名、連絡先等をデータベースへ登録しておく必要がある。
- ・ **マッチングスペース**：譲渡動物と譲渡希望者の相性が合うか見極めるための場所のこと。譲渡交流拠点施設「きずなの里」には、猫用のマッチングスペースがあり、一般家庭を模した空間で譲渡猫と譲渡希望者の相性を確認することができる。
- ・ **ミルクボランティア**：離乳が終わらない内に母親から引き離されたために数時間おきの哺乳が必要な子犬や子猫の哺乳を行い、離乳するまで育てるボランティアのこと。

【や】

- ・ **幼齢の犬・猫等の健康安全計画**：「動物愛護管理法」に基づき、犬猫等販売業者は、幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するために「**犬猫等健康安全計画**」を定め、その計画に従って業務を行うこととされている。幼令の犬猫等の管理体制、獣医師等との連携や販売に供することが困難となった犬猫等の取扱いについても記載することとしている。

【わ】

- ・ **One Health**：人の健康を守るために動物や環境における公衆衛生に関する分野にも配慮した取組を行うこと。